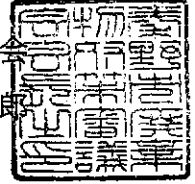


令和元年10月18日

秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市廃棄物対策審議会
会長 原田 一 郎



秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
(答申)

令和元年10月18日付、FNo.5・3・0.(甲)によって諮問のありました標記の件について、慎重に審議した結果、原案のとおり改正されるよう答申します。

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正内容原案

「動物の死体」に係る処理手数料について、「一体につき5,250円」を「一体につき5,830円」に改める。